

令和2年6月1日

本会の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について（第5報）
緊急事態宣言の解除を受けての対応

日本非破壊検査協会 会長 阪上隆英

平素は当協会の諸活動にご協力をいただき誠にありがとうございます。

5月25日、政府は新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を全国的に解除いたしました。しかしながら、引き続き感染拡大を防止するため、人の移動や集会に関しては様々な要請が継続されております。

当協会では、新型コロナウイルス感染拡大の防止、協会の事業・活動に関係するすべての人々の安全を考慮し、今後の協会運営ならびに行事開催についての当面の方針を決定させていただきました。

関係の皆様には、引き続きご不便をおかけすることになりますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。なお、各事業・活動の最新の情報につきましては、当協会ホームページでご確認ください。

記

1. 学術活動： 学術振興の重要性と3密機会の低減の両立を目的に、6月5日以降に開催を予定している学術部門講演会・シンポジウム・委員会等については、対面での集会在可能であると理事会が判断するまでは、対面での集会を実施しないこととし、テレビ会議システム等による非対面での開催の検討をお願いする。

2. 講習会： 非破壊試験技術者認証試験を受験するために必要であるという社会的重要性を考慮し、講習会については、感染防止、感染拡大防止の観点から出来得る限りの対策をした上で、6月22日より開催する方向で準備する。しかしながら、今後の新型コロナウイルス感染地域および状況によっては、変更する可能性がある。

3. 認証： 社会の安全と安心を支える非破壊試験技術者認証の重要性を考慮し、当面、感染防止、感染拡大防止の観点から出来得る限りの対策をした上で、再認証試験など緊急度の高いものから、延期していた試験を順次再開することで検討を進めている。しかしながら、今後の新型コロナウイルス感染地域および状況によっては、変更する可能性がある。

4. 事務局機能： 緊急事態宣言発出中、事務局職員には一部在宅勤務を指示していたが、事務局業務の遅延最小化を前提に、当面の間それを継続する。ただし、一部当面の間事務局業務には遅延が発生することがあり、各種お問い合わせやテキスト・試験片頒布に対する対応、試験及び認証関係の通知等の発送や機関誌の発刊に遅延が発生することが考えられる。

今後の当協会の諸活動については、新型コロナウイルス感染症の状況や政府・地方自治体の指導・要請等、種々の状況に基づき判断いたしたく存じます。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上